

平成二十六年五月三十日受領
答弁第一七四号

内閣衆質一八六第一七四号

平成二十六年五月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出二〇一四年四月二十五日に発表された日米共同声明に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出二〇一四年四月二十五日に発表された日米共同声明に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「過去にロシアとの間で発表された、共同声明という言葉が含まれているもの以外の各種文書」の範囲が必ずしも明らかではないが、現時点で外務省において確認できる範囲では、日本国とロシア連邦との間で、両首脳の名を記載して発表され、その名称の中に「共同声明」という語が含まれていない文書のうち、ロシア語で作成され、我が国側が仮訳を作成したものは存在しない。

二について

お尋ねの「過去に中国との間で発表された、共同声明という言葉が含まれているもの以外の各種文書」の範囲が必ずしも明らかではないが、現時点で外務省において確認できる範囲では、日本国と中華人民共和国との間で、両首脳の名を記載して発表され、その名称の中に「共同声明」という語が含まれていない文書のうち、中国語で作成され、我が国側が仮訳を作成したものは存在しない。

三について

お尋ねの「共同声明」以外に、過去に米国との間で発表された各種文書」の範囲が必ずしも明らかではないが、現時点で外務省において確認できる範囲では、日本国と米国との間で、両首脳の名を記載して発表された文書のうち、英語で作成され、我が国側が仮訳を作成したものは存在する。

四について

政府として、外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、米国との関係もあり、差し控えたい。